

障害のある生徒の進学促進・支援に関する高大連携の在り方について： 近畿中・南部の大学・短期大学等へのアンケート調査

Questionnaire Research on Supports of Disabled Students' Entrance to the Universities/Colleges of Osaka, Hyogo, Nara, Wakayama and Mie prefectures

高畑由起夫・星かおり・源田信子

Yukio Takahata, Kaori Hoshi, Nobuko Genta

Based on the request from JASSO (Japan Students Services Organization; Nihon Gakusei Shien Kiko), we carried out a questionnaire research on supports of disabled students at the universities/colleges of Osaka, Hyogo, Nara, Wakayama, Mie, and Kyoto prefectures. We sent questionnaires to 180 universities/colleges, and we received replies from 117 universities/colleges. In this report, we summarize the present conditions of support for disabled students in the universities/colleges, in particular the coordination between high/supporting schools and universities/colleges and the present conditions of support to disabled students in such universities/colleges.

キーワード：学習支援、障がい学生、進学促進、高大連携、アンケート調査

Key Words : Educational Support, Disabled Students, Supports of Entrance to Universities/Colleges, Questionnaire Research

1. はじめに

近年まで、日本の高等教育では障害のある学生への修学支援の普及が遅れていた。しかし、とくに今世紀に入ってから、関係者の努力等で各種の支援が急速に充実しつつある(佐野[藤田]、吉原、2004；佐野[藤田]、吉原、山本、2009)。その一方で、スムーズな修学支援の実現には、大学と高等学校・特別支援学校との連携をさらに推進する必要があるように思われる。例えば、日本学生支援機構による『障害学生修学支援事例集』(障害学生支援についての教職員研修プログラム開発事業検討委員会、2009)に掲載された膨大な資料でも、オープンキャンパスや入試等での諸事例が紹介されるものの、ともすれば大学側からの視点に偏り

がちで、クライアントとしての学生やステークホルダーとしての高等学校・特別支援学校、保護者側の意見が必ずしも反映されていないような印象を受ける。

関西学院大学キャンパス自立支援課および関西学院大学総合政策学部ユニバーサルデザイン教育研究センターでは2006年以降、障害のある学生への修学支援に関する研究・支援事業を共同で実施している(関西学院大学キャンパス自立支援課KSCコーディネーター室・総合政策学部ユニバーサルデザイン教育研究センター、2008)。2008年度からは日本学生支援機構の委託を受けて、「障害のある生徒の進学促進・支援に関する高大連携の在り方について」とのテーマで調査を実施した。初年度は、近畿中・南部の高等学校・特別支援学

校等へのアンケート調査、ならびに関西学院大学に在籍する障害のある学生へのアンケート・ヒアリング調査を行った。その結果ならびに考察の概要は以下の通りである(高畑他、2010a、b)。

- (1) 後期中等教育では、障害のある生徒は①各高等学校にごく少数ごとに分散しているか(インクルージョン教育等)、②小規模の特別支援学校等に集中している。一方で、③発達・学習障害のある生徒がそれとは認識されないまま、高等学校等に在籍するケースが少なからずあると推測される。
- (2) 高等学校でインクルージョン教育を受けている生徒は、在籍比率が低いこともあり、学校・教員は現場対応に追われる一方で、教育ノウハウを蓄積することも難しく、適切な進路指導等が難しい場合が少なくない。
- (3) 特別支援学校等では、基本的に進学希望者が少ない。希望者がいても、授業時間の確保が難しく、大学とのつながりが少ない等の条件から、適切な進路指導が難しい。
- (4) 高等学校・特別支援学校等からの回答では、①大学との連携システムの不備を指摘した上で、②学生生活や③就職支援に関する情報提供の要望が強い。その場合、個々の大学よりも、第三者的な機関で制度的に情報提供を保障することが望ましいかもしれない。

これらの結果を踏まえて、2009年度には同じ近畿中・南部地域に存在する大学・短期大学等を対象に、アンケート調査を実施した。主なテーマは(1)受験生・教育機関・保護者に対する十分な情報提供が保障されているか、(2)受験・進学前後に、学生・保護者と大学・短期大学の間で十分な相談の機会が確保されているか、の2点である。その結果、100校を上回る回答を得た。本報告は、この調査結果にもとづき、障害のある生徒の進学促進に関する大学側の現状を分析するとともに、改善案を考察するものである。

Ⅱ. 調査方法と対象

今回の調査はアンケート票に基づいておこなわれた。アンケートの内容は以下の通りである。

問1-1~3: 大学・短期大学等の名称、住所、学生数

問1-4~5: 日本学生支援機構と障害学生修学支援ネットワーク拠点校に関する認知度

問1-6: 連絡先

問2-1~2: 障害のある学生の在籍と支援制度、担当部局

問2-3~4: 支援対象とする障害の種類、支援策

問3-1~3: 受験者・高等学校等への情報提供

問4-1~2: 受験者からの問い合わせ(2009年度および2008年度からの過去5年間)

問5-1~3: 2009年度における受験・合格・入学者の状況

問6-1~4: 入学後の対応(トラブルや対応、具体的な内容等)

問7-1~3: 入学後に障害が表面化した例(トラブルや対応、具体的な内容等)

問8: 入学後に障害が生じた例

問9: (これまで対応した経験がない大学等での)問い合わせがあった場合の対応策

問10: 修学支援において困っていること

問11: よりよい支援について、必要だと思うこと

問12: 日本学生支援機構あるいは拠点校に望む役割

問13-1: 平成20年度の調査での高等学校・特別支援学校等から意見・要望についての感想等

問13-2: 発達・学習障害についての現状

問14: 今後の調査協力等

2009年6月に兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県、三重県に存在する172校(大学・大学院大学112校、短期大学60校)にアンケート票を送付した。そのほか、京都府で先進的な修学支援を行っている8校にも、比較資料として同じアンケート

票を送付した。最終的に115大学・短期大学(2大学は4年制大学と短期大学部をあわせた回答なので、実質は117大学・短期大学)から回答をいただいた(回収率は65%;表1)。回答に記載された学生総数は、昼間課程が337,071人、夜間課程が2,132人、通信課程が4,736人だった。

表1. アンケートに回答をいただいた大学・短期大学および学生総数

		大学数	学生数		
			昼間	夜間	通信
私立	大学	64	195,989	1,060	165
	大学・短大*	2			
	短大	26	10,436	0	4,571
	小計	92	206,425	1,060	4,736
公立	大学	6	15,765	656	0
	短大	1	542	198	0
	小計	7	16,307	854	0
国立	大学・大学院大学	8	41,941	218	0
京都府**	大学	8	72,398	0	0
総計		115	337,071	2,132	4,736

* : 2校が大学と短大をあわせて回答したため。他の表では、“大学”としてまとめて集計・計算した。

** : 大阪、兵庫、奈良、和歌山、三重と比較のため、京都府の8校にもアンケートをお願いした。

Ⅲ. 調査結果

り、拠点校について理解がやや低いことを示唆している。

Ⅲ-1. 日本学生支援機構等についての認知度

日本学生支援機構の修学支援については、「知っている」との回答が85%を占めており、認知度はかなり高い値を示した(表2)。対照的に、拠点校について「知っている」という回答は57%にとどま

表2. 日本学生支援機構の修学支援および拠点校についての認知度(京都府の8校は除外)

		修学支援		拠点校		小計
		知っている	知らない	知っている	知らない	
私立	大学	55	11	39	27	66
	短大	22	4	13	13	26
	小計	77	15	52	40	92
公立	大学	6	0	5	1	6
	短大	0	1	0	1	1
国立	大学・大学院大学	8	0	4	4	8
総計		91	16	61	46	107
%		85.0%	15.0%	57.0%	43.0%	100.0%

Ⅲ-2. 障害のある学生の存在、ならびに制度的支援の有無等について

京都府の8校を除いた大学・短期大学107校からは、80校(74.8%)から「障害のある学生が在籍している」との回答を得た(表3-1)。その一方で、

60校(56.1%)から「制度的な支援はない」との回答があった。とくに問題なのは、「在籍しているが、制度が整備されていない」ケースが38校(35.5%)に達したことである。なお、この38校のうち35校が私立大学である。

表3-1. 障害のある学生の支援について(京都府の8校は除外)

		在籍し、制度的支援がある	在籍するが、障害の種類で支援に差がある	在籍するが、制度的支援はない	在籍せず、制度もない	在籍していないが、制度はある	合計	在籍者がいる割合	制度がある割合
私立	大学	18	12	27	8	1	66	86.4%	47.0%
	短大	2	2	8	11	3	26	46.2%	26.9%
	小計	20	14	35	19	4	92	75.0%	41.3%
公立	大学	2	2	0	2	0	6	66.7%	66.7%
	短大	0	0	1	0	0	1	100.0%	0.0%
	小計	2	2	1	2	0	7	71.4%	57.1%
国立	大学・大学院	3	1	2	1	1	8	75.0%	62.5%
総計		25	17	38	22	5	107	74.8%	43.9%

そこで私立大学について、在籍者数=規模で比較したところ、在籍者が2,000人未満の39校の中で「制度的支援がない」とする回答が25校に上り、2,000人以上の大学に比べて有意な差が認められた($\chi^2=4.830$, $p=0.028$; 表3-2)。小規模な私立大学で制度的な支援が充実していない現状をカバーするためには、大学の枠をこえた地域的ネットワークが必要であろう。

一方、「障がい学生が在籍しており、制度的支援もおこなっている」と回答した47大学に、担当部局について尋ねたところ、「担当部局は一つで、他業務と兼任」との回答がもっとも多く、18校(38.3%)を占めた(表4-1)。修学支援では、複雑なステークホルダー間をリアルタイムで調整する必要が生じることが多く、専任職としての“コーディネーター”の存在が欠かせないのだが、「専任職員がいる」という回答は非常に少なかった。表4-2は私立大学について、規模と担当部局のあり

方を比較した表だが、とくに小規模校の場合、担当部局・専任職員の不足から、“オーダー・メイド”型の対応が実現しにくい可能性が否定できない。

表3-2. 私立大学での、大学の規模と障害のある学生の支援について(京都府の私立大学7校は除外)

	各校の規模 (昼間課程 の学生数)	在籍し、制 度的支援が ある	在籍するが、 障害の種類 で差がある	在籍するが、 制度的支援 はない	在籍せず、 制度もない	在籍してい ないが、制 度はある	合計	在籍者がい る割合	制度がある 割合
私立大学	0~2,000	10	4	18	7	0	39	82.1%	35.9%
	2~4,000	3	3	3	0	1	10	90.0%	70.0%
	4~6,000	1	2	2	0	0	5	100.0%	60.0%
	6~8,000	1	2	2	0	0	5	100.0%	60.0%
	8,000以上	2	1	2	0	0	5	100.0%	60.0%
総計		17	12	27	7	1	64	87.5%	46.9%

表4-1. 担当部局について(京都府の8校は除外)

		担当部局は 一つ、専任 職員がいる	複数の部局 があるが、 他業務と兼 任	担当部局は 一つ、他業 務と兼任	専門部局は なく、学部 が対応	その他	合計	担当部局が ある割合
私立	大学	3	4	11	5	9	32	56.3%
	短大	0	2	4	1	0	7	85.7%
	小計	3	6	15	6	9	39	61.5%
公立	大学	0	2	2	0	0	4	100.0%
	短大	0	0	0	0	0	0	0.0%
	小計	0	2	2	0	0	4	100.0%
国立	大学	1	1	1	1	0	4	75.0%
総計		4	9	18	7	9	47	66.0%

表4-2. 私立大学における大学の規模と担当部局のあり方(京都府の私立大学は除外)

	各校の規模 (昼間課程 の学生数)	担当部局は 一つ、専任 職員がいる	複数の部局 があるが、 他業務と兼 任	担当部局は 一つ、他業 務と兼任	専門部局は なく、学部 が対応	その他	合計	担当部局が ある割合
私立大学	0~2,000	1	2	4	2	5	14	50.0%
	2~4,000	0	0	5	2	2	9	55.6%
	4~6,000	0	1	0	1	1	3	33.3%
	6~8,000	1	0	1	0	0	2	100.0%
	8,000以上	1	1	0	0	1	3	66.7%
総計		3	4	10	5	9	31	54.8%

Ⅲ-3. 支援対象ならびに主な支援方法

それでは、どんな障害が支援対象となっているだろうか？ 115大学・短期大学の集計では、聴

覚・言語障害がもっとも多く、37.4%の大学で支援対象だった(表5-1)。視覚障害と肢体不自由がそれに続いて30.4%と29.6%だった。また、発達・学習障害は25.2%であった。

表5-1. 支援対象とする障害

		視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	その他*
私立	大学	20	27	20	8	16	3
	短大	3	4	2	2	2	2
	小計	23	31	22	10	18	5
公立	大学	3	3	3	2	3	0
	短大	0	0	0	0	0	0
	小計	3	3	3	2	3	0
国立	大学	2	2	2	1	1	2
京都府	私立	6	6	6	6	6	2
	国立	1	1	1	1	1	1
総計		35	43	34	20	29	10
%		30.4%	37.4%	29.6%	17.4%	25.2%	8.7%

*：精神障害、性同一性障害、記憶障害、てんかん、高次脳機能障害、書癡等。

具体的な支援策では、視覚障害は点訳がもっとも多く、23校が実施していた。そのほか、対面朗読とガイドヘルプが11校で実施されていた(表5-2)。聴覚・言語障害では(手書きの)要約筆記がもっとも多く31校で実施されていたのに対して、PCノートテイクは16校にとどまった。また、ビデオ教材等への字幕付けは非常に少なく、7校にすぎなかった(表5-3)。肢体不自由では座席配慮がもっとも多く(33校)、次いで移動補助だった(14校；表5-4)。トイレ介助は11例、食事介助とノートテイク補助がそれぞれ8例であった。病弱では教室配慮(11例)とロッカーの使用(6例)が目立った(表5-5)。一方、発達・学習障害では定期的面談と履修指導がそれぞれ16校と17校だった(表5-6)。表5-7に、上記の障害以外のケースに関する支援策を示す。

表5-2. 具体的な支援策(視覚障害)

		点訳	対面朗読	ガイドヘルプ	その他*
私立	大学	11	5	4	13
	短大	2	0	0	2
	小計	13	5	4	15
公立	大学	2	0	0	1
	短大	0	0	0	0
	小計	2	0	0	1
国立	大学	2	2	1	2
京都府	私立	5	3	5	4
	国立	1	1	1	1
総計		23	11	11	23

*：道路整備、座席配慮、情報教室・機器類整備(専用PC、点字プリンター、ビデオカメラ、拡大器、録音編集再生器)、チューター・学習補助者の配備、拡大コピー、教材のデータ化、弱視者へのノートテイク、映像教材の音声ガイド等。

表5-3. 具体的な支援策(聴覚・言語障害)

		要約筆記	PCテイク	字幕付け	その他*
私立	大学	17	6	3	9
	短大	4	0	0	0
	小計	21	6	3	9
公立	大学	1	2	0	1
	短大	0	0	0	0
	小計	1	2	0	1
国立	大学	2	3	1	2
京都府	私立	6	4	3	5
	国立	1	1	0	0
総計		31	16	7	17

*：障がい者手帳交付申請、教室・座席配慮、履修指導、手話通訳、磁気ループ、FM補聴器等の申請・調整・貸出、プリント配布、ビデオ教材の内容要約・文字起こし、緊急連絡、定期試験での注意事項板書等。

表5-4. 具体的な支援策(肢体不自由)

		トイレ介助	食事介助	移動補助	ノートイク補助	座席配慮	その他*
私立	大学	6	3	6	4	19	7
	短大	0	0	1	1	3	1
	小計	6	3	7	5	22	8
公立	大学	0	0	1	0	3	0
	短大	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	1	0	3	0
国立	大学	1	2	1	1	1	1
京都府	私立	3	2	4	2	6	3
	国立	1	1	1	0	1	1
総計		11	8	14	8	33	13

*：家族の付添・自動車通学許可、駐車場確保、エレベータ、スロープ設置、休憩室確保、ロッカー貸出、教材拡大、資料探索補助、パソコン使用、遅刻・欠席・スポーツ実技配慮、授業中の身体介助、車椅子用机・実習室用イスの用意、定期試験の別室受験・配慮等。

表5-5. 具体的な支援策(病弱)

		教室配慮	ロッカー	その他*
私立	大学	6	3	3
	短大	1	0	1
	小計	7	3	4
公立	大学	1	0	1
	短大	0	0	0
	小計	1	0	1
国立	大学	1	1	1
京都府	私立	1	2	3
	国立	1	0	1
総計		11	6	10

*：保健室、学校医との連携、カウンセリング、心身の健康管理等、車で送迎、移動補助、休養スペース・ベッド・控室提供、スポーツ実技配慮等。

表5-6. 具体的な支援策(発達・学習障害)

		定期面談	履修指導	実験補助	その他*
私立	大学	12	10	3	6
	短大	1	2	1	1
	小計	13	12	4	7
公立	大学	1	1	0	1
	短大	0	0	0	0
	小計	1	1	0	1
国立	大学	1	1	0	0
京都府	私立	1	2	1	4
	国立	0	1	1	1
総計		16	17	6	13

*：各窓口での情報共有、保護者・主治医との連携、学生アドバイザー、学生総合相談室での相談体制・連携、注意事項の書面配布、カウンセリング、家族面談、随時相談、パニック対応、個別連絡(休講、教室変更、試験[別室受験等])、ノート指導、宗教センターによる支援、語学教育センターによる英語補習等。

表5-7. 具体的な支援策(他の障害)

		定期面談	履修指導	その他*
私立	大学	2	1	2
	短大	1	0	0
	小計	3	1	2
公立	大学	0	0	0
	短大	0	0	0
	小計	0	0	0
国立	大学	1	1	1
京都府	私立	1	0	0
	国立	1	0	1
総計		6	2	4

*：別室受験、定期試験をレポート提出に振替等、試験時の配慮等。

Ⅲ-4. 受験者への広報、そして問い合わせ

「障害のある生徒の進学促進・支援」で重要な要素は受験生への情報提供であるが、「入学後の修学支援について記載している」との回答は全体の約3分の1にとどまった(表6-1)。このあたり

が、高等学校・特別支援学校からのアンケート調査における「大学においてどのような支援がされているかわかりにくい」という回答と関連すると思われる(高畑他、2010bの表10や表11等を参照されたい)。以下に、2008年度の調査でよせられた高等学校等の意見をいくつか紹介する。

表6-1. 受験者への広報

		支援を記載している	とくに記載していない	その他1*	掲載している媒体			
					入試広報	公式サイト	大学パンフレット	その他2**
私立	大学	22	30	7	22	2	1	1
	短大	3	11	1	3	0	0	0
	小計	25	41	8	25	2	1	1
公立	大学	4	0	0	4	0	0	0
	短大	0	1	0	0	0	0	0
	小計	4	1	0	4	0	0	0
国立	大学	7	0	0	7	3	0	1
京都府	私立	3	2	2	3	0	0	0
	国立	1	0	0	1	1	1	0
総計		40	44	10	40	6	2	2
%		34.8%	38.3%	8.7%	34.8%	5.2%	1.7%	1.7%

*：「特別配慮申出期限日」として案内；「身体障がい者等受験特別措置」についての説明のみ入試要項に記述；受験に配慮を必要とする場合は、入試課等まで事前に連絡することを入試要項に明記；入学後の配慮は要相談だが、限界がある旨を記載；“配慮する”と記述しているが、受け入れについては明記していない等。

**：募集要項をHPに掲載；受験書類、合格者書類の中に受験者、合格者および保護者宛の手紙を同封等。

高等学校：「大学においてどのような支援がなされているのかについて、講義における支援はわかりやすいが、就職における支援体制がわかりにくいので、就職先も含めて、生徒が自分で調べられるようにしてほしい」

高等学校：「大学側の受入体制や支援の状況について情報を集めにくかった。特に、普通科の本校に通学する生徒と保護者は、障害者支援のネットワークに関わりを持たずに来られた方々で、支援の情報から疎外されている面があります。また、学校体制としても十分に情報や相談窓口をつかんでいるとは言い難く、生徒本人に結果的にはしわ寄せがいつている面があると思います」

特別支援学校：「大学、短大ごとに対応が異なっているので、ある程度大学側の横のつながりで認識・理解を深めていただければ、受け入れ経験のない大学・短大に一から説明・啓発をしなくてもいけるので助かります(後略)」

特別支援学校：「AO入試や推薦入試の方法が分からない。大学内でのサポート体制が具体的にほとんど分らない。大学卒業後の進路保障がない(後略)」

広報で掲載する媒体では「入試広報」が多い(表6-1)。一方、一般の受験生のアクセスが容易な公式サイト等への掲載が少ないことは問題かもしれ

ない。公式サイトでは、低コストでより広い範囲の障害のある生徒や関係者に正確な情報を伝えることが可能だから、大学側は広報の媒体についてもう少し考慮すべきではなからうか？

また、広報において具体的に掲載している障害の種類がそれほど多くないことも問題であろう

(表6-2)。障がい者の立場からは、自分の障害がはたして受け入れてもらえるかどうか、不安を覚えることも想像される。また、現在、急速に理解が広まりつつある発達・学習障害に関する明確な記載がとくに少ないようだ。

表6-2. 受験者への広報で記載している障害の種類

		視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	その他*
私立	大学	5	5	5	2	1	17
	短大	1	2	2	0	0	2
	小計	6	7	7	2	1	19
公立	大学	2	2	2	1	1	2
	短大	0	0	0	0	0	0
	小計	2	2	2	1	1	2
国立	大学	5	4	4	4	0	4
京都府	私立	2	2	2	2	1	1
	国立	1	1	1	1	0	0
計		16	16	16	10	3	26
%		13.9%	13.9%	13.9%	8.7%	2.6%	22.6%

*：障害の種類は明記していない；「受験および修学上特別な措置を希望する場合は、出願に先立ち、相談してください」と記載している；出願前に相談する旨の内容文を掲載している等。

この結果、障害のある生徒(指導教員)は、個々に大学・短期大学に問い合わせる必要に迫られる。表7-1と表7-2は、受験生からの問い合わせについての集計である。まず、2009年度に問い合わせがなかった大学は37.7%にとどまった。5年間まったく問い合わせがなかった大学も21.7%に過ぎない。つまり、大半の大学は何らかの問い合わせを受けていることになる。なお、問い合わせで最も多い障害は肢体不自由か、聴覚・言語障害である。対照的に、発達・学習障害はかなり少ない。

表7-1. 2009年度の受験者から受けた問い合わせの種類

		視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	重複	なかった
私立	大学	13	23	24	7	2	1	21
	短大	0	3	3	1	0	0	17
	小計	13	26	27	8	2	1	38
公立	大学	1	4	5	1	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1	4	5	1	0	0	1
国立	大学	2	3	4	1	1	1	4
京都府	私立	5	5	7	2	2	2	0
	国立	1	1	1	1	0	0	0
総計		22	39	44	13	5	4	43
%		19.1%	33.9%	38.3%	11.3%	4.3%	3.5%	37.7%
記録に残る人数		23	61	63	13	10	7	

その他に、脳性麻痺、パニック障害、不安障害、シックハウス、クローン病、糖尿病、多汗症、骨折、過敏性腸症候群、急性リンパ性白血病、病気による脱毛等の問い合わせがあった。

表7-2. 過去5年間にさかのぼっての問い合わせについて

		視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	重複	なかった
私立	大学	25	38	35	11	11	1	8
	短大	4	7	3	1	2	0	13
	小計	29	45	38	12	13	1	21
公立	大学	1	3	3	1	0	0	2
	短大	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1	3	3	1	0	0	3
国立	大学	2	6	5	2	0	1	0
京都府	私立	7	7	7	6	3	2	0
	国立	1	1	1	1	1	0	0
総計		40	62	54	22	17	4	25
%		34.8%	53.9%	47.0%	19.1%	14.8%	3.5%	21.7%
記録に残る人数		60	191	125	19	16	4	

その他に、不安障害、心因性下痢頻尿、多汗症、結核、電磁波・化学物質過敏症、急性リンパ性白血病、脱毛症、肺気胸、腎臓疾患、自閉症、高次脳機能障害等の問い合わせがあった。

Ⅲ-5. 受験と合格

2009年度の受験について尋ねた結果、障害のある受験生がいなかった大学は39.1%にとどまった。逆に言えば、ほぼ6割の大学・短期大学で障害のある方が受験したことになる(表8-1)。障害の種類では、肢体不自由が33.9%、次に多いのが聴覚・言語障害の28.7%であった。

表にあきらかなように、多様な障害のタイプがあるが、すべてに対応するには相当の体制を整える必要があり、小規模な大学・短期大学では困難が予想される。一方、2009年度では、ほぼ4校に1校で肢体不自由の方が、5校に1校の割で聴覚・言語障害の方が合格した(表8-2)。そして、ほぼ5校に1校の割で聴覚・言語障害および肢体不自由の受験生が入学していた(表8-3)。

表8-1. 2009年度に障害のある生徒が受験されましたか？

		視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	重複	受験なし
私立	大学	12	20	20	7	8	3	22
	短大	0	2	4	1	0	0	17
	小計	12	22	24	8	8	3	39
公立	大学	1	3	4	1	1	0	2
	短大	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1	3	4	1	1	0	3
国立	大学	2	2	3	0	0	1	3
京都府	私立	4	5	7	2	2	2	0
	国立	0	1	1	1	0	0	0
総計		19	33	39	12	11	6	45
%		16.5%	28.7%	33.9%	10.4%	9.6%	5.2%	39.1%
記録に残る人数		28	76	78	46	10	15	

これらの他に、糖尿病、急性リンパ性白血病、多汗症、パニック障害、身体表現性・不安障害、シックハウス、精神障害等の方が受験した。

表8-2. 2009年度に障害のある受験生が合格されましたか？

		視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	重複
私立	大学	8	17	14	7	7	1
	短大	0	2	4	1	0	0
	小計	8	19	18	8	7	1
公立	大学	1	0	1	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0
	小計	1	0	1	0	0	0
国立	大学	1	1	3	0	0	0
京都府	私立	4	4	6	2	2	1
	国立	0	0	0	1	0	0
総計		14	24	28	11	9	2
%		12.2%	20.9%	24.3%	9.6%	7.8%	1.7%
記録に残る人数		14	36	40	21	9	2

これらの他に、糖尿病、血友病、喘息、クローン病、多汗症、脱毛症、急性リンパ性白血病、パニック障害、心因性頻尿、身体表現性・不安障害、精神障害の方が合格した。

表8-3. 2009年度に障害のある学生が入学されましたか？

		視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	重複
私立	大学	6	15	15	9	8	1
	短大	0	2	3	1	0	0
	小計	6	17	18	10	8	1
公立	大学	1	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0
	小計	1	0	0	0	0	0
国立	大学	0	0	2	0	0	0
京都府	私立	4	4	4	2	2	1
	国立	0	0	0	1	0	0
総計		11	21	24	13	10	2
%		9.6%	18.3%	20.9%	11.3%	8.7%	1.7%
記録に残る人数		9	28	33	10	9	2

この他に、血友病、急性リンパ性白血病、喘息、クローン病、心因性頻尿、パニック障害、身体表現性・社会不安障害のある方等が入学した。

それでは、入学後にトラブルはなかっただろうか？不幸なことに、いくつかの大学ではトラブルが生じていた例がある(表9-1)。幸いにも、その3分の2では適切な対応策によって解決できたが、解決に至らなかった例もないわけではない(表9-2)。未解決に終わった例は、以下のようなパターンに分けられるようだ(表9-3)。

①視聴覚障害では、教職員間のコンセンサスが不十分だったり、学内システムが不備な例が目立つ。この点からも、専任のコーディネーターの必要性を指摘したい。②肢体不自由等では、学内のバリアフリー(ユニバーサルデザイン)が不備な例があげられる。③発達・学習・精神障害等では、症状が個人ごとに異なり、十分に対応しきれない点が目立つ。

表9-1. 入学後のトラブルがありましたか？(過去5年間)

		視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	重複
私立	大学	4	5	5	0	1	2
	短大	1	1	0	0	0	1
	小計	5	6	5	0	1	3
公立	大学	0	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
国立	大学	0	0	1	0	0	0
京都府	私立	2	3	1	0	0	0
	国立	0	0	0	0	0	0
総計		7	9	7	0	1	3
%		6.1%	7.8%	6.1%	0.0%	0.9%	2.6%

その他のケースとして、精神障害、情緒障害、高次脳機能障害でのトラブルがあった。

表9-2. 入学後のトラブルへの対応はどうなりましたか？

	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	重複	計
対応して解決	2	6	4		9	1	22
対応したが未解決			1				4
対応できず	1		1		3		2
その他	2	2			1		5

表9-3. 具体的なトラブルをご報告いただいた事例

視覚障害	解決	対象者は弱視。定期試験問題の拡大を依頼していたが、文字ポイントが小さく(明朝体のためもあり)、拡大鏡を使用しても見にくかった。次の試験問題より、各教員に文字を大きくしてもらおうよう依頼した。
	未対応	テキストの点訳化の相談があったが、費用が莫大になる為に対応できず。
	その他	支援策について、教員間の意思統一ができなかった。全学的に支援策を検討できる委員会を発足させる手続き中。 支援体制を整えた(サポート学生の養成、支援機器の充実等)。
聴覚・言語障害	解決	理工系学部にて聴覚障害の学生が入学した。当時、学内には専門部署がないため、支援体制が確立しておらず、ノートテイカーの募集・育成に苦慮した。結局、学部教員を通じてテイカーを募集したが、テイクの意図や障害のある学生をサポートするという意味についての理解が不十分であった。テイク利用者とテイカー、テイカー同士の連携が円滑にいかず、信頼関係が崩れてしまった。その結果、サポートがうまく機能しなくなってしまった。テイク利用者からの相談で問題が発覚した結果、問題のあった学生からヒアリングをして、状況を説明した。その結果、本人は反省して、テイク利用学生のために再度役に立ちたいと申し出た。しかし、テイク利用者の不信感は払拭できず、結局、他のテイカーに交替させた。テイク利用者に対しては問題解決ができたが、問題を引き起こした当該テイカーに対するフォローアップは、口頭によるものにとどまってしまった。
		英語の授業で、教員にスクリプトが欲しい旨を申し出るが、渡してもらえなかった。英米学科あるいは英語の得意な学生にノートテイクをしてもらうことで対応した。
		ノートテイカーをつけたが、障がい学生が授業を欠席することが続いた。その結果、障がい学生自身からノートテイカーに欠席の連絡を直接入れることを義務付けることで、一応解決した。
		大学院生のノートテイカーを採用して、対応している。
		入学直後の英語プレースメントテストにおいて、英語教員に障害のことが伝わっていなかった。このため、ヒアリングについては、急遽、後日に対応することとした。
	その他	支援の内容やその程度について、学生本人と大学間で若干の乖離があったため、指導教員を交えて相談中である。 支援体制を整えた(サポート学生の養成、支援機器の充実等)。

肢体不自由	解決	車いすの学生について、教室移動に際して、建物内にエレベーターが無いことが問題となった。エスカレーターも通常は昇り状態でのみ運用していた。このため、当該学生に松葉杖を使用してもらうとともに、その学生だけエスカレーターを下り状態で操作することで対応した。
		・駐輪自転車が車イスの通行の妨げとなった。 ・駐車場における雨天時対策の必要性が発生したので、屋根を設置した。
	未対応	通学問題。 部室(軽音部)に入室するのに、階段を通る必要があった。スロープをつけるスペースがなかったため、部員による人的援助(車いすごと運び入れる)のみで対応している。また、学生ホールに入るためには、階段を通らなければならない。現在もスロープもエレベーターもない状態が続いている。
	未記入	キャンパス内設備のバリアフリー不備に関する件。
発達・ 学習障害	解決	「学生生活への不安」を主訴として、学生相談室に来室した。入学年次にのみ、各教科担当者への特別配慮を申請した。その後、定期的なカウンセリングや保健室対応英語学習室等利用による「居場所」づくりを支援して、友人もでき、大学に定着した。
		「漢字」が書きづらいため、授業時間内で作成しなくてはいけないレポートや窓口での提出物については教員・窓口へ配慮を依頼した。
		発達障害を有する学生が、特定の学生からいじめられていると訴えたが、名指しされた学生は身に覚えがなく、ショックを受けた。双方から話を聞くことで、一応解決した。
		学内廊下で、一般の学生に体当たりを繰り返していた。本人を呼び出して注意することで、解決した。
		変化に対してパニックを起こしやすい → 変化に対する対応を教えた。
		クラブへの入部の申し出があった。入学前に、当該学生が了承の上で、学生課からクラブ部長に障害の内容や接し方等を説明した。
		受講しようと教室に入ったところ、着席しようと思っていた座席に他の学生が着席していたため、パニックになった。
	未解決	アスペルガー症の学生だが、入学後に、課外活動でのトラブルで判明した。その後、症状が悪化して、授業中奇声を発する、パニック状態に陥る等が頻発した。このため、学生相談室、保健管理室、学生課、教務課で連携して対応した。保護者と面談すると共に、不測の事態に備えた。授業ができない等教員からの支援申し出もあり、対応策として大学院生サポーター2名を授業に配置した。体調不良時も多く、休・復学を繰り返した後、依願退学となった。今後増加するであろう障害であったため、支援体制構築のための第1歩であったが、本人の退学により、その後の進展につながらなかったのが反省点である。
		学生が精神的ストレスから、学内の設備に被害を及ぼしたことがあった。 → カウンセリングや相談を通じて対応策を考えた。未解決のまま、鎮静化している。
	その他	障害に対する理解が、父母を含めた関係者に乏しく、共通認識に立った支援が難しい。

精神障害	解決	学科長、チューター、医務室担当職員、カウンセラーで連携して対応した。 進路。
	未解決	各部署が連携を取りながら、学生への面接(学生相談室)、家族への連絡調整をおこなったが、結局、「退学」した。このため、就学の継続は不可であったが、周辺の関係者(同級生、教員)へのサポートはできた。
		支援してきたが、単位が取りきれず、退学した。
高次脳機能/ 精神障害	解決	当該学生が、卒業に必要な単位を修得するための特別配慮を申請した。主に学生課と学生相談室が対応して、保護者と連絡をとりながら、無事卒業した。
その他	解決	教員免許取得を希望していたため、介護等体験の受け入れ機関に事情を説明して、理解を得た。しかし、本人が辞退した。

入学後のトラブルを減らすためには、進路相談・受験・入学前後に、適切な情報提供にもとづいた受験生と大学・短期大学間の十分な協議が必要であろう。それでは、どのような情報を受験生に与えるべきだろうか? 大学・短期大学からの回答は多岐にわたるが、大まかにまとめると、①支

援の手続き(本人・保護者からの申請が基本であることの確認; #2~#3)、②本人に不利益なことにならないことを保障しながら、受験生からの積極的なコンタクトを呼びかける(#4~#6)、③出来ることと出来ないことの明示(#11~#13)等に分けられる(表9-4)。

表9-4. 受験生には、どのような情報を与えることが望ましいと思われますか? (自由回答)

#1	どんな情報を受験生に与えることが望ましいかという問題よりも、入学後の指導が重要であると思われる。
#2	支援は「本人の申し出により、担当教職員及び関連機関と協議のうえ、必要と認められた場合に実施する」という原則を伝えることが重要である。
#3	本学では受験時や入学時に、障害の有無を問わない。入学後、保護者から申し出や教職員とのコミュニケーションの中から発見して、対応している。
#4	大学に情報を提供することが、本人の不利益にはならず、修学支援につながることを理解してもらうことが必要です。
#5	受験時や入学前に、支援の必要があれば必ず申し出てもらえるような書き方の工夫が必要である(発生してからの対応では遅いため)。
#6	入学にあたって、何か心配なことがあれば、遠慮なく相談してほしい。
#7	本学では障害等のある入学志願者に対し、事前相談を行うことを募集要項等に明記しており、それに従って対応している。
#8	・具体的な支援の内容、程度を明示できるようにする(障害の程度や内容にもかわるので、非常に難しいが)。 ・障害自体の内容について、正しい理解ができるように啓蒙する。
#9	発達障害の症例では、個々のケースにより対応が異なる。一定のパターンで対応できることではなく、本人に自覚のない場合もあるので、「与える情報」という観点から現状における対応は難しい。

#10	不登校、ひきこもり、いじめ、PDDの学生への支援体制を、保護者も含めて事前に伝える。そして、必要に応じて利用すれば良いことを伝える。宗教センター等学内にある「居場所」を紹介して、安心して入学してもらう(サポートがオーダーメイドであることを理解してもらう)。
#11	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る支援と出来ない支援。 ・する支援としない支援。 ・サポートポリシー。
#12	できれば受験前に、大学が出来ることと出来ないことについて正確な情報を伝える。
#13	出来ること、出来ないことの明示。
#14	学内での体制(点訳、ノートテイク、ガイドヘルプ等)が整っておらず、現在いる教職員でできること(資料の拡大、時間延長、特別対応)に留まっている。本学でできる内容(範囲)を伝えることが必要と考えている。また、高校までの授業との違いを体験したり、理解してもらうことが必要である。実際の授業を体験してもらう等も重要である(教室の広さ、教室の移動が毎時間ある、教卓(先生)までの距離、Powerpoint等の視覚教材が多い授業、パソコン中心の授業等)。
#15	本学の建物内はすべてがバリアフリー対応とは言えず、障害の度合いでは対応できないことがある。
#16	車いす移動の可能範囲地図の作製。

Ⅲ-6. 入学後に障害が生じたり、障害の存在が明らかになった場合、そして在学中のトラブルについての具体的な対応例

本調査の主旨に必ずしもそったものではないが、入学後に障害が生じたり、その存在が判明したケースについてもお尋ねした(表10-1)。その結果、ほぼ3分の1の大学でこうした事例が生じていた。もっとも多いケースは肢体不自由で(回答の13.9%)、病弱や発達障害も6%の大学で認められた。肢体不自由や病弱等は在学中に発生した事故や病気の可能性が高いが、発達・学習障害は大学進学後に明らかになったケースが多いかもしれない。

表10-1. 入学後に新たに障害が生じたケースがありましたか？

		視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	重複	該当なし
私立	大学	2	1	10	3	4	0	41
	短大	0	0	0	1	0	0	23
	小計	2	1	10	4	4	0	64
公立	大学	0	0	1	0	0	0	5
	短大	0	0	0	0	0	0	1
	小計	0	0	1	0	0	0	6
国立	大学	1	1	2	2	1	0	0
	大学院大学	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1	1	2	2	1	0	1
京都府	私立	0	1	2	0	2	0	3
	国立	0	0	1	1	0	0	0
総計		3	3	16	7	7	0	74
%		2.6%	2.6%	13.9%	6.1%	6.1%	0.0%	64.3%

その他の例として、書癩、摂食障害、パニック障害、心因性過呼吸症、自閉症、統合失調症、性同一性障害、てんかん等があげられた。

後で紹介する表12-2や表15の自由回答からも発達・学習障害についてはこの数値以外にも、判断が難しいケースが多数あることは明らかである。例えば、(1)判断が難しいグレーゾーンの学生がいる(表12-2の#19~#23、表15の#8~#26)、(2)本人に自覚がなく、支援の申し出がないケースの対応に苦慮している(表15の#3、#21)等の指摘が多い。問題が表面化しても、診断等も難しいため、対応も手探りの状態であることが多いようだ。

これらの入学後に障害等が判明したケースも含めて在学中にトラブルが起きたケースについて、対応や結果を尋ねたところ、約半数は適切に対応

して解決している(表10-2)。しかし、解決できなかった例も、とくに発達・学習障害の場合に多いようだ。

表10-3に、具体的なトラブルとその対応、そして結果の例をあげる。未解決に終わったパターンとしては、(1)(視聴覚障害で)支援体制をうまく作れなかった、(2)発達・学習障害等で、本人・家族が障害に対する認識を持たず、対応に苦慮した。また、“オーダー・メイド”の対応方法をつかめなかった。(3)精神疾患等において、医学的治療の成果があがらなかった等があげられる。とくに発達・学習障害のほぼ半数が未解決で、他の障害に比べて解決が困難なようである。

表10-2. 障害の種類ごとに、どのような対応をとられましたか、またその結果はどうになりましたか？

	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱	発達・学習障害	重複	その他	計
対応策で解決	3	8	10	11	16			48
対応したが未解決		3			15		8	26
対応できず	1				1		4	6
その他			3	2	2	1		8

表10-3. 具体的な対応(個別事例)

視覚障害	未対応	弱視で、生活には問題なしとしていたが、休学後に退学した(原因は把握できていない)。
聴覚・言語障害	解決	入学前に、支援の必要がないと確認していた。しかし、実際に授業を受けると、全くわからなかったため、学生課に相談した。ノートテイクを配置したことで解決した。
		突発性難聴で、授業担当教員に文書を送って個別に対処した。
	未解決	履修科目にノートテイクをつけることを希望したが、学生ボランティアが集まらなかったため、未解決である。
		腫瘍による障害だったが、学生側の病気に対する受入れが難しく、数単位を残して退学に至る。
その他	難聴のため、入学後の一部の授業で先生の話が聞きにくいとの申し入れがあった。ノートテイクを募集したが、集まらず、現在、補聴器で対応している。テイクは募集中である。	
肢体不自由	解決	障害の存在がわかったが、トラブルはなかった。
		実習の際、本人の希望にもとづいて、事前に実習先に障害について配慮をお願いした。その結果、トラブルはなかった。
		車での送迎方法、教室移動について時間や教室配当に配慮した。
		階段に手摺等を取り付けた。
		段差の大きい階段に手摺がなく、移動の際に体が不安定なので、手摺を設置した。
		入学後、事故により高次脳機能障害となり、環境の変化についていけなくなった。また情緒に問題をきたし、状況に適した行動がとれなくなった。家族やボランティア学生の介助を配置した。
病弱・虚弱	解決	上肢欠損のため、教室での机の配置を配慮した。また、周囲の学生サポーターによる介助を手配した。
		てんかん発作を起こし、救急搬送した。
	その他	事務担当から、状態急変時の対応について教員にアナウンスして、特に注意を要する症状の訴えに関する連絡文書を配布した。
		本人が情報の開示を拒否したため、状態変化時等に対応するための必要性を説明して、理解を得た。その上で、教職関係者で当該学生の情報を共有した。
未記入	障害が表面化したのみ。	
発達・学習障害	解決	レポート作成や教員とのコミュニケーション、授業の理解等に困難があり、カウンセラー、保健師等が対応して調整した。
		一番前でまじめに授業を受けているが、単位が取れない。レポートが書けない。学生部、学生相談室、学部等関係部課室の連携及び保護者との面談により今後の方針決定をした。
		当該の学生は、卒業論文の提出が間に合わないのではないかと不安から、パニックになって暴れた。教員や保健室、学生課で情報を共有していたため、連携して卒論作成中に付き添う等して対応した。
		実験・演習科目の履修が難しい学生に専属のTAを配置した。

発達・ 学習障害	解決	学生が、授業で苦手なこと（人前で発表する、グループワークの参加）への対応を求めてきた。さらに授業担当者とのコミュニケーションがうまく取れなかったり、本人が想定していたことと違ったりするとパニックに陥ることがある。その時々状況によって、本人が落ち着けるように対応している。
		先生の話を書くことと板書が同時にできないので、記録テイカーを配置した。
		アスペルガー症で、定期試験が近づく精神的に不安定になり、器物破損願望が強くなる。各教員と本人が面談を行い、授業中の途中退出等について理解してもらおう依頼した。
	未解決	テストを白紙で回答した学生について、コミュニケーション障害（表出性言語障害）があるため、授業担当教員に回答への配慮について（長文でなく、箇条書きでも採点するよう）お願いした。
		指定校推薦制度による入学者のため、入試時には情報を把握できなかった。また、本人・家族・高校よりも連絡もなかったが、入学後に一人で行動できないことが分かる。アスペルガー症候群と思われるが、自分で思い描くことができないため、別の課題を課したりした。また、かかりつけのカウンセラーと連絡を持ってみたが、結局、授業についてくることができず、退学した。
		当該学生は単位がとれないので、今後どのように対応するか検討中である。
		当該学生から、授業の進め方やカリキュラム等に対するクレームが頻発している。本人の思い入れと現実とのギャップや、教員、クラスメイトの言動に過敏であることなどから、しばしば感情が爆発する。教職員でフォローしているが、十分に納得はしていない様子である。
		授業中に暴れだして、授業の差し障りとなった。休学して入院療養中で、経過を観察中である。
		座席指定を行っていたが、突然大声を出す等、奇抜な行動で周囲を振り回すことがある。
		家族から発達障害として支援申請があったが、不登校気味で、安定した登校を定着させることができていない。
		チューターや特別支援コーディネーターが保護者と連携を取って対応しているが、不登校気味で、対応に苦慮している。
		どういった支援が効果的なのか、わからない。
		カルト系宗教にはまっせし、就職活動中に布教活動を始めた。親や就職課から注意をしたが、止めさせるのに苦慮した。
二次障害（人格）が強く、現在も苦戦中である。要求がどんどんエスカレートしている（入学時と診断内容が変更）。		
未対応	授業中に不規則発言を繰り返す等、授業進行に支障がでている。	
その他	家族・本人も障害があることを認識しておらず、授業時のトラブルで障害がわかった。	
	当該学生は授業で遅刻する、授業に出てもノートを取らない、10分もするとさっさと抜け出して本屋で長時間ウロウロする、等の行動を取る。かと思うと、ほとんど学校に出てこない。短大として、まず、この学生には学校に来ることを定着させようということで、教職員が顔を見たら一言、言葉をかけるようにしている。	

精神疾患	解決	学科長、チューター、医務室担当職員、カウンセラーで対応した。
		精神疾患について、教職員で情報を共有して、保護者や主治医と連携することで無事卒業できた。
		摂食障害からくる精神障害で、万引きをした。親と本人との間に入って話し合いを行った。
	未解決	治療の成果なく、単位を取りきれずに退学した。 統合失調症で授業等に出席できない。カウンセリングを受けるも、通院しない状態が続いた。現在は通院、投薬により対応中である。
重複(肢体不自由・発達障害)	解決	<p>理工系学部が発達障害と肢体不自由を併せ持つ学生が入学した。入学前は肢体不自由への支援のことしか聞いていなかった。しかし、入学直後にパニックを起こし、本人はそのまま1年間休学することになった。この一件で初めて、本人が発達障害(アスペルガー症)であることがわかった。次年度の復学と同時に当室が開室したことから、障害を支援する当室が担当せよとのことで、本人が復学して以降(実質1年次生と同じ)、学部と連携をとりながら、当室が主たる窓口として対応した。主に問題となった事項は、授業でのサポート、所属学部教員の理解、本人が不安を訴えてからパニックに至るまで、およびパニック時の対応である。</p> <p>当初は、ことあるごとに父親との見解の相違による対立が多々あったが、本人と職員が怪我を伴った二度の大きなパニックが起きた後は、就学に際しての条件を付けざるを得なくなった。それ以降、本人・父親と登校時に必ず顔を合わせて話をするようにし、コミュニケーションができる時間を多く持つことにより、序々にはあるが、本人および父親の信頼を得ることができるようになった。年次が上がるにつれて、課題や問題も一層大きな困難なものとなり、大人二人がかりでどうにか抑えることのできたパニック対応も何度か乗り切ってきた。支援に限界こそあったものの、保護者・主治医との連携を取りながら、その都度対応を検討してきた。不幸なことに、4年次の夏、志半ばにして、本人は家族旅行先の海で事故に遭い、亡くなった。当室にとって、発達障害という未知な障害に対して、まだ支援も確立されていない中、主治医、専門家、弁護士と、問題が発生するたびに意見を求め、その都度対応策を講じて対処した。最初は当室とは意見が対立しがちであった学部教員も、少しずつではあるが話を聴いてくれるようになり、100%とはいかないまでも、できるだけの協力をすべく、共に支援について考えていただけようになった。</p> <p>決して対応策で解決できたとは思わないが、スタッフ一同が逃げることなく、本人・父親と真摯に向き合って対応してきたつもりである。仮に本人が存命してくれていたなら、卒業までにもっと困難な壁を乗り越えなければならぬ最大の課題が目前だった。満足がいく解決が出来なかった可能性の方が高かったかもしれないが、少なくとも父親は納得してくれたに違いないと思っている。本人の告別式には、父親は「ごくごく身近な方だけで息子を見送ってやって欲しい」と希望されたので、大学からは当室スタッフ全員と支援に関わってくれた学生たち、および学部等関係者だけが列席させていただいた。四十九日に供花と学生たちが自主的に書いてくれた寄せ書き等を送らせて頂いたところ、「息子が大学で就学できたのは、ボランティア活動室のみなさんのおかげでした。本当にありがとうございました」と謝意の言葉をかけていただいた。</p>

重複(肢体 不自由・ 発達障害)	解決	支援については、果たしてベストな対応策で解決できたとは思っていないが、心が互に通じたことは幸いであった。私共としては、彼に発達障害というものを教えてもらい、大学がなさねばならないことを学んだと思っている。この経験は向後引き継いでいかなければならないものである。その「教え」を決して忘れることなく、彼が書いてくれたスタッフの似顔絵を額に入れ、支援の心の支えとして当室に飾っている。
その他	解決	書痙のため、授業・レポートで手書が困難であるため、PCの使用許可・貸出で対応している。
	解決	てんかん。進路変更。
	解決	てんかん。学外実習の際、受け入れ機関に事情を説明し、理解を得ることができた。
	解決	糖尿病で、定期的にインシュリン注射が必要だった。女子のため、第二保健室等を提供した。
	解決	パニック障害で、自分の思っていることを教職員、友達にうまく伝えることができず、感情をコントロールできないため、トラブルになることがあった。本人に安心感を感じさせるため、どうすれば良いかを伝え、選択できるようにアドバイスした。本人の得意な面を伸ばしていけるよう、本人自身もそれに気づき、やりたいことが見つかった。
	未解決	拒食症で、何事にも熱心に取り組むまじめな学生である。センター長(内科医)、保護者、本人との話し合いをおこない、専門医を受診した。学校では、本人に時々会いながら経過観察中である。
その他	心因性過呼吸症だが、友人関係やグループ学習、生活面等の心理的な負担で起こる。特定の状況で起きることがあるので、発作を恐れるあまり、日常生活が制限される。現在、専門医にかかっており、対応中である。	
未記入	性同一性障害で、性別に関する掲示や発表について配慮してほしいとの要望があり、それ以降、控えることとした。	

Ⅲ-7. 受験時にこれまで対応してこなかったケースが生じた場合、どこに相談するか？

現在、“障害”の概念は非常に広くなり、支援対策も多岐にわたる。そこで、高等学校あるいは受験者・保護者からこれまで対応していなかったケースについて相談を受けた場合の対応について、各大学・短期大学に尋ねたところ、回答はかなり分散した(表11)。JASSOあるいは拠点校への期待もある程度認められるようだが、現時点では、体系的な情報・スキルの伝達・供給システムについての共通した具体像が存在しないようである。

表11. 高等学校あるいは受験者・保護者から相談があった際に、大学としてこれまで対応していなかったケースに遭遇した場合、どのような対応をとるのが良いとお考えですか？

日本学生支援機構(JASSO)に相談する	35	
拠点校に相談する	24	
以前からコンタクトのある大学等に相談する	33	
大学外の組織に相談する	12	医療機関、地方自治体、文部科学省、障がい者職業センター等
その他	18	学内の校医・カウンセラーに相談、高等学校に確認等

Ⅲ-8. 現実に困っている問題

現場で直面している問題について尋ねると、もっとも多い回答は“学内体制”で、115校中68校

(59.1%)を占めた(表12-1)。障害のある学生が在籍するのは80校なので、その大半がこの問題に悩んでいることになる。ついで、“知識”、“技術”、“スタッフ”等が40%台に達した。

表12-1. 修学支援をおこなう際に、お困りのことはありますか？(複数回答)

		知識	技術	スタッフ	学内体制	学内理解	その他*
私立	大学	31	26	26	44	23	4
	短大	12	12	12	14	4	3
	小計	43	38	38	58	27	7
公立	大学	2	2	2	1	0	0
	短大	1	1	1	1	0	1
	小計	3	3	3	2	0	1
国立	大学	4	2	2	3	4	0
	大学院大学	1	1	1	0	0	0
	小計	5	3	3	3	4	0
京都府	私立	3	5	5	4	3	2
	国立	0	1	1	1	1	0
総計		54	50	50	68	35	10
%		47.0%	43.5%	43.5%	59.1%	30.4%	8.7%

*：大学施設の未整備、個人情報保護による情報共有化の不徹底、予算(増加すると対応できない)、障がい学生・担当教員のメンタル面のフォロー、本人・保護者との信頼関係構築等。

詳しい内容は表12-2に記載したが、以下、カテゴリーごとに内容を紹介する。

(1) 体制および予算等について

- ①全学的コンセンサスが十分でない(表12-2の#1~#3、#6)。
- ②予算が不十分で、今後対象者が増加すると対応できない(#4~#5、#9)。他業務との兼

任のため、十分な支援体制ができない(#7~#9)。

③障害のある学生の入学が年によって変動することで対応が難しい(#6)。

(2) 支援スキル・スタッフの問題

- ①対応すべき障害の種類が増え、支援方法等がわからず、対応が追いつかない(#12)。

- ②支援スタッフが不足している上に、卒業等で継続性が難しい(#13～#16)。
- ③担当部署がはっきりしていない(#20、#24)。
- (3)発達障害・学習障害の問題
- (4)その他
- ①発達・学習障害ならびに精神疾患のある学生に対する対応に苦慮している(#17～#23)。
- ①支援の対象が非常に広がり、対応も複雑になってきたことの戸惑い(#25～#27)。
- ②本人からの申請がないと、障害の把握自体が難しい。とくにグレーゾーンの学生への対応が困難(#19～#23)。
- ②卒業後の進路保障(#28)。
- ③大学院生への支援(#29)。

表12-2. 現在抱えている問題点等についてお書き下さい。

大学全体の体制・予算等	
#1	障がい学生支援に対する全学的組織の設置。障がい学生が在籍している学部と、それ以外の学部との問題意識の格差解消。
#2	大学経営陣・幹部等の認識、理解不足。
#3	支援担当部署があるとはいえ、まだまだ支援に対する全学的なコンセンサスが得られていないため、支援体制が確立できていない。
#4	日常的な修学支援について、予算措置が十分でない。
#5	本学では現在、補助金の給付金額を年間予算の目安としておりますが、既に障がい学生支援にかかる経費が補助金額を超えております。このまま入学者が増加した場合、どこまで大学の予算で対応するのが課題の1つです。また、支援の範囲について、自立支援との関係からどこで線引きを行うのかについて、福祉学科と相談しながら対応を行っている状況です。
#6	組織全体での理解環境づくりーハード面とソフト面。学内コンセンサスの構築。要支援学生への入学状況が年度ごとに変化することがあげられます。
#7	・支援担当が他業務との兼務のため、十分な支援体制(とくにテイクの講習会等)ができない。 ・パソコン通訳をおこないたいが、環境整備ができていない。
#8	小(中)規模大学なので、今までは体制がなくとも、それなりに細かいケアをしてきました。しかし、体制が整わないまま入学者が増加すれば、マンパワー、財政不足となります。また、サービス低下、不平等が考えられます。現在、保健室でしぶしぶ行っていますが、本来の業務とのバランスもあり苦労しています。
#9	ノートテイクやトイレ介助等、日常的、継続的に必要となる人的サービスに関する予算化が難しい。現在、独自の算的基準で、ノートテイクを担当する学生、トイレ等の生活支援を行う学生への支払いを行っているが、不十分である。人数が増えた場合には再検討が必要で、まだ定常化できるシステムではない。支援グループの学生を組織化するような学内体制はすぐに整えられたが、裏付けとなる予算は、場しのぎ的な状況である。一定共通レベルの基準とともに、対応人数に応じて概算要求できるような仕組みが必要と考える。
#10	障がい者支援について担当する部署がなく、兼務にて対応しており、ノートテイク等に対応するボランティア等学内組織がととのっていない。対応したくても対応できない部分もある。障がい者支援の制度については検討したが、まだ具体的な型になっていない。
#11	障がい者受け入れに対する支援等は、全く準備ができていない。

支援スキル・スタッフ等	
#12	現在、支援制度が確立していない障害の種類がある。初めて受け入れる障害の場合は、支援知識や支援方法が解らない。他大学に問い合わせても個々の事情の違いがあるので、同じ障害でも、支援方法や支援体制は様々である。本学の支援体制や支援方法を確立させるのが課題である。
#13	現在、本学では聴覚障がい学生の授業保障として、ノートテイクの支援を行っている。しかし、専門科目の授業では、他学科の学生ボランティアを配置するのに限度があるため、支援スタッフ不足となっている。
#14	介助者(手話通訳ノートテイク)の確保について、現状は通学課程の学生にお願いしているが、毎回確保が難しい状況である。また、他大学の学生や社会人にも依頼しており、今後は通学課程を含め、いかに優秀な介助者(ネットワーク)を開拓するかが課題である。外国語の介助(手話通訳やノートテイク等)方法についても、判断が難しい。
#15	小規模校の場合、サポートの制度や人材を整えても、支援対象学生が卒業してしまうと、主体となる学生ボランティアのノウハウが継承されない。
#16	単科大学であるため、全学生が単一の時間割で授業を受けている。そのため、学生同士のサポートが実質的に不可能である。大学院生で対応しているが、それも限度がある。
とくに発達・学習障害について	
#17	発達障害の対応。
#18	精神疾患、発達障害がベースにある不登校の学生の対応にとっても苦慮している。
#19	発達障がい者に入るか、判明しにくいグレーゾーンの学生が多いと思われる。特に躁鬱がある場合はわかりにくいので専門家、もしくは精神的な面についての勉強会を、大阪あたりで開催されることを望む。
#20	発達障害、学習障害については把握が難しく、対応できていない。障がい者学習支援体制が整備されていないため、入学後の障がい者の情報を全学的に把握している部署(部門)がない(今回は、保健室の情報により回答した)。
#21	発達障害(疑い含む)の学生が増加しているが、高校等からの連携がない。トラブルが起きるまで気づかず、誤解が生じたり、対応が遅れて、問題が大きくなってしまったりする。
#22	発達障害と思われる学生に対する進路指導に苦慮している。本人や保護者から障害についての申し出がないので、本当に発達障害であるかどうか不明で、問題にきちんと向き合って指導することが困難である。
#23	発達・学習障害なのか、生活習慣なのか、学生生活に不安を憶える学生がいる。
#24	この一年ほど前から、学内に「身体障がい者委員会」とは別の「学生生活サポート連絡会」をたちあげ、学習障害に対する取り組みの検討を進めています。組織を統一して対応すべきと考えているのが現状です。

障害の多様性にどこまで対応できるか？	
#25	この調査の「障害」には該当しないと思われるが、血友病、てんかん等のケースがある(入学後に判明)。保健管理センターで適宜対応しているが、今後も多様な疫病、障害のある学生が入学してくる可能性がある。本学は、実習を行わないと卒業単位がとれないので、今後いろいろな問題が出てくるのが想定される。
#26	障害の種類や程度によって、どういった支援がどの程度適当なものか、日々悩んでいる。
#27	PDDの学生が持つ二次的障害としてのうつ状態への対応。PDDの診断を付けた病院ではフォローがなく、一般の精神科では「ふつうのうつ」の治療しかできないと言われて、かかる病院がない。青年期のPDDに現れる様々な精神症状について相談できる場所が欲しい。ボーダーラインレベルの学生への対応。熱心な教職員が、巻き込まれ、ふりまわされてしまうことがある。社会人学生、シニア学生への対応が今後の課題？
卒業後・その他	
#28	本学卒業後の進路保証の見通しが十分に立てられない。
#29	大学院生の研究支援

Ⅲ-9. 修学支援に必要と思われる項目

それでは、喫緊の課題として、どのような制度を整備する必要があるのだろうか？アンケートでは、「高等学校との引き継ぎ」の必要性を指摘する声が多かった(49校；42.6%；表13-1)。「あれば

便利だ(58校；50.4%)」という回答をあわせると、9割近い回答が寄せられた。対照的に、「第三者機関による情報の提供」「拠点校の位置づけ」「地域内のネットワーク」等は、あれば便利である程度の回答が多かった。

表13-1. 以下の項目について、修学支援に必要と思われますか？

	高校との引継	JASSOの情報提供	拠点校との連携	大学間ネットワーク
制度的に必要	49	19	12	19
あれば便利	58	68	73	77
それほど必要でない	0	10	12	4
必要ない	0	1	0	0
その他	1	0	2	1
未記入	7	17	16	14
総計	115	115	115	115

とくに「高等学校等との引き継ぎ」については、どのような内容や提供方法が望ましいのか、高等学校・特別支援学校等と大学・短期大学等が互いに意見を交わしながら、議論を詰めていく必要があるようだ。また、拠点校についても、拠点校自体の負担の増大を懸念する声もある(表13-2の#35～#37を参照)。以下、具体的なコメントを

紹介しながら、項目ごとに説明を加えたい。

(1) 高等学校からの引き継ぎについて

- ①有効とする意見(表13-2の#4～#13、#15、#18～#19)が多いが、少数ながら「個々の事情があるから制度的には無理であろう」との意見もある(#1～#2)。2008年度の高等学校・特別支援学校のアンケートでは、逆に

「連携は望ましいが、大学の事情、保護者との関わりなど、慎重にならざるを得ない場合が多くある」(高畑他、2010bの表10の#1)等の意見も散見される。このような高等学校・特別支援学校と大学・短期大学間のコミュニケーション不全は今後克服しなければならない大きな課題である。

②引き継ぎの内容では、高等学校での支援内容(#5、#6、#13)や医師の診断結果等があげられている(#12、#15)。

(2)第三者機関による情報提供について

①有効(#20、#22)、とくに共通の視点からの公共的情報提供が必要(#21、#25)。

②統一的、定期的情報提供が必要(#25、#26)。

③内容については、事例集(#27)、知識・技術(#28)、法的裏付け・理念、医療・就職情報(#29～#32)等があげられている。

(3)拠点校・大学間ネットワークについて

①連携ができれば良いが、拠点校の負担が大き(#35～#37)。うまく運営できるか疑問との意見もあった(#37)。

②ネットワークについては、対応の標準化や情報交換等があげられている(#38～#41)。

③卒業後の支援(#42)。

表13-2. 具体的なご意見

高等学校からの引き継ぎ等	
#1	個々の事情があるであろうから、制度的に必要とまでは思わない。
#2	受験者の不利なことはしないため、ムリと思います。
#3	本人、保護者からの聞き取り、要望を優先する。
#4	養護学校出身生を受け入れたことがあるが、本人の了承を条件に支援内容や本人への配慮事項等を文書で引き継いで頂き、非常に役立った。
#5	高等学校まで積み上げられた支援について、本人や家族の方からしか聞き取りができないので、引き継ぎ制度が必要と思われる。
#6	高等学校での対応策と結果を報告していただくことにより、大学としての対応等を検討していく。
#7	入試時の事前申請資料に、担任が記載する資料が必要。
#8	障がい学生の成長歴や支援歴を事前に把握できると、入学後の対応がスムーズである。
#9	障がい学生が今までどのような支援をうけていたのか知ることにより、支援するスタートラインをはやく構築することができる。
#10	発達障害等の心の障害については、対応が多様で、高等学校の対応方法は参考になる。
#11	どのような支援が必要であるかあらかじめわかり、事前準備ができる。
#12	診断名が出ている学生等は、高等学校時代は誰がどのように対応していたのかが分かると、助かる。
#13	大学での支援内容を決める上で、高等学校での支援内容を把握することが大切である。
#14	特に発達・学習障害においては、ほとんど引き継ぎがなされていない。対応に大いに苦慮している。
#15	医師の診断が必要である。軽微な配慮や支援が必要な学生の情報も引き継いでもらいたい。
#16	入学前に支援に対する要望を確認することによって、支援体制を整えることができる。
#17	具体的な支援内容についての情報。

#18	出身学校でどのような支援をしていたか等の情報があれば参考になる。
#19	障害について可能な範囲で情報提供してもらうことが出来れば、現場での対応がスムーズになり、学生本人を混乱させることも少なくなる。
第三者機関による情報提供および内容	
#20	高等学校は障害のある生徒の進路や志望校について、大学での支援情報が把握でき、生徒との相談時に有効である。
#21	高等学校への情報提供は、共通の観点において、公的に行うほうが良い。
#22	情報提供されることにより、進路指導がしやすくなる。
#23	情報提供を恒常化。ただし、大学によって対応が異なることに注意が必要。
#24	その大学の支援レベルによるかと思います。
#25	大学により支援できる内容・程度は様々であるので、情報の取り纏めができるのであれば、有益だと考える。特に問い合わせ窓口と連絡先・連絡方法を一覧で提供すべきである。
#26	定期的な情報の提供が必要である(情報誌や冊子)。
#27	様々な事例集が望ましい。
#28	支援に関する知識・技術の提供が望ましい。
#29	・法としての裏付けや、教育的理念の情報。 ・障がい者のための就職関連情報。
#30	医療機関の情報や発達障がい者手帳の申請→就労支援→自立の流れの情報が望ましい。
#31	単に情報を公開するだけでは不十分である。想いを実現させるために、それをどう活用させるかまで踏み込んで欲しい。
#32	発達障害(本人自身が理解できていない場合)の大学生に対する支援、または医療との連携について情報提供するのが望ましい。
#33	適切な支援の内容や程度について、情報を得たい。
拠点校の位置づけ	
#34	拠点校との連携等。
#35	拠点校と連携すれば、高校が必要に応じて情報を得られるが、拠点校に負担がかかる。
#36	拠点校の現場の人的負担を軽減することを考えることは必要かと考える。そうすることなしに、果たしてどれだけ連携に伴う事業運営ができるのか、疑問である。
#37	拠点校数が少ない現状でうまく機能できるものか疑問である(拠点校の負担が心配)。
大学間連携・ネットワーク	
#38	事務方の対応を一定に統一する。
#39	情報交換会の開催等。
#40	地域としての大学間連携は有意義だが、受験者は全国から来る。
#41	スキルアップのための公開ワークショップや、共に悩みを解決する方法を探るグループワークが必要である。
#42	卒業後の進路についての支援。特にインターンシップに関しては大学間で連携することができれば望ましい。
その他	
#43	今のところ体制が不十分なので、障がい学生が増えたと対応が難しい。

Ⅲ-10. JASSOならびに拠点校への要望

JASSOと拠点校への要望・意見について、38校(全体の33%)からかなり詳しいコメントをいただいた(表13-3)。大きくまとめると、以下のよう整理できる。

- (1)JASSOに対しては、個々の大学では対応できない様々なステークホルダーとのネットワークの基点になることを期待する回答が多い。具体的には、
- ①修学支援の財政基盤や障がい学生への奨学金の創設等について文科省等への働きかけ。また、就職等に関して企業への働きかけ(表13-3の#1~#3等)。

- ②ネットワーク構築推進、情報交換・啓蒙活動(#4~#11、#17~#19、#20、#21等)。
- ③支援メニューの標準化(#5、#6、#14~#16等)。
- ④事例集(#25~#27、#33等)、専門家のリストアップ・アドバイス(#22、#28~#30、#34~#36)等の情報提供。
- (2)“拠点校”には、位置づけが曖昧なところが多く、明確な要望は少なかった。
- ①必要な情報の提供・相談窓口・ネットワーク構築(#1、#4、#5、#17)。
- ②支援機器の貸し出し(#2)。
- ③学生スタッフ等の派遣(#2)。

表13-3. JASSOあるいは拠点校に対して、ご要望・ご意見等があればお願いします。

#1	JASSOについて、①障がい学生への奨学金制度について、JASSOが障がい学生と直接コンタクトする方式が望ましい。②アンケート調査等を行う場合、分析と政策へのフィードバックが必要である。③視覚障がい学生には、電子図書館の整備・推進が望ましい。④肢体不自由学生には、通学の補助対象化(自立支援法改正)等の社会システム・法制度への働きかけが望ましい。他の支援は必要ない。拠点校の方々は、お忙しいのにありがとうございます。
#2	JASSOに対しては、①障がい学生の奨学金制度、②通学・通勤等への財政的・人的支援が必要なことに関して、文科省・厚労省等への働きかけが望ましい。拠点校に対しては、①必要な時にどこに聞けば情報を持っているか、あるいは②高額の支援機器の貸し出し、③学生スタッフ等の派遣等ができる仕組みが望ましい。
#3	JASSOには、個々の大学だけでは対応できない社会の組織(企業や行政)への橋渡し役をしてほしい。企業では、障がい者の雇用を促進しているが、障害のある学生が就職活動をする際の具体的な支援と情報提供については1大学で対応するのは大変難しい。JASSOのような組織がバックアップする制度が必要だと思う。
#4	・JASSOや拠点校には、情報共有やネットワーク構築の推進、取り纏めを期待したい。また、大学間のネットワーク構築には、拠点校を中心に支援内容等ノウハウを蓄積・共有するだけでなく、より良い支援の方法を検討する等、多くの大学で適切な支援が出来るようにする。また、専用の機器等も、大学間で有効活用できるようになればよいと考える。 ・担当者レベルで定期的な情報交換会の開催も検討して欲しい。
#5	JASSOには、①最低限必要となるメニューの提示や、②各大学の取り組み内容の取りまとめ、③情報提供等、現在の役割で十分だと思います。拠点校には、相談窓口の役割をお願いしたいと思っています。

#6	学内で理解を得たり、支援する際の根拠となる統一的なベースラインを決めてほしい。大学間の協力、協定、ネットワークについては、現在の拠点校を中心としたものでよいと思います。
#7	日本学生支援機構のホームページの障がい学生修学支援情報を参考にさせていただいております。今後についても参考にさせていただきますので、更なる情報のご提供をお願いいたします。
#8	今年度、聴覚障害の学生の入学で、支援体制の構築やノートテイク養成等について、日本学生支援機構や拠点校からの情報や支援方法を参考にさせていただいた。今後も、多くの情報のご提供をお願いいたします。
#9	“駅前クリニック”はたくさんあるが、思春期・青年期のボーダーラインの学生や、PDDの学生に対処してくれる医療機関は少ない。積極的に診てくださる医師や相談機関のネットワークと、各大学のネットワークが繋がれば、“クリニック探し”で迷うことも減ると思う。
#10	高等教育現場での、障がい学生支援の必要性、認知度を上げてほしい。①手話やノートテイク等の支援者の派遣事業や、②障がい者のための就職情報の一元化、③発達障害分野での活動(FD等)が望ましい。
#11	特に公立大学での取り組みが遅れているように感じています。初期の取り組み方や組織の設置、メンバー構成等運営について、ご教示願いたいと思います。
#12	コンサル機能と人材育成をご支援頂ければありがたい。ネットワークについては、具体的イメージが浮かばないためコメントできない(情報、ノウハウの交換等?)。
#13	今年度、短期大学では障がい者の入学者はなかった。しかし、今後の支援体制の構築やノートテイク養成等について、日本学生支援機構や拠点校からの情報や、支援方法等を参考にさせていただき、今後も情報のご提供をお願いいたします。
#14	支援メニューの標準化が必要である。「これくらいは各大学で最低限あるべきだ」というガイドラインを出していただくことで、各大学の支援体制が向上していくと思います。特に弱小私立大学は財政難なので、余計な支出よりはペナルティを選ぶ傾向にあります。
#15	障がい学生の基準(定義)をもう少しわかりやすく示していただきたい。取扱い、支援等のガイドラインのようなものがあればいただきたい。障害を隠したがる傾向にある学生に、開示しても不利益を被ることばかりでないことを教えることができれば…と思います。大学の枠を超え、コーディネーター等に気軽に相談できる窓口の設置等はいかがでしょうか(保健室から)。
#16	施設・整備の改善は、比較的に対応しやすく、事務的にも予算化を検討しやすい。可否の基準も明確になるので、問題は少ない。一方、支援体制の人的側面に課題が多く、事務レベル、教員レベル、双方に意識改革と具体的対応ノウハウおよび組織的対応のルール作りが必要である。これらに関する研修(特に事務レベル)、学生グループへのノウハウ提供等を担ってほしい。
#17	障がい学生を受け入れている大学も増え、各大学でそれぞれに経験を蓄積しているので、お互いに情報交換できる場が増えていくことが望ましい。また、新しい問題、精神障害、不登校への対応等先駆的事例を紹介して頂ければ、とても参考になると思われる。

#18	障害のカテゴリーに入らないメンタルヘルスの問題も多い。それらに関する支援情報についても取り上げて頂きたい。
#19	障害のある学生への支援については、入学する大学によって対応が大きく違うのが、現状であると認識しています。障害も複雑化しており、それに対応していくためには、知識と技術が必要です。その交流や蓄積等の役割を期待しています。
#20	事例報告等で他校での問題や、取り組みを知ることによって、本校の問題として置き換えて考えることができる。適切な支援に向けて、そうした早期対応に役立つ情報提供や、指導校のような役割を期待する。
#21	各校のかかえる問題や、取り組みについてのup-to-dateな情報が知りたい。
#22	・各大学の状況把握。 ・介助者派遣等の相談。
#23	高校生がどの程度まで大学に期待しているのか？とにかく、どんなことでも情報提供していただきたい。
#24	今後、発達・学習障害に関する理解を深めたい。
#25	事例集(Q・A)の発行。
#26	事例集の作成。定期的な情報交換。
#27	事例を詳しく知りたい。
#28	専門家の相談・指導を受けられる窓口。
#29	専門的アドバイス。
#30	専門部署がないので、事例が発生した時に相談に乗っていただきたい。
#31	相談窓口のアピール、利用できるツールの教示が望ましい。
#32	最近の研修会では、分科会の時間を多くとることが中心です。しかし、そうした場ではなかなか結論がでず、不必要な時間となるケースがあります。研修会も一般講義形式で、内容についていくつかの種類を選択できるような形で、受動形式で知識を取り入れられたらと思います。
#33	知識・経験不足のため、何を期待してよいのかが分からない。まず、事例とその解決策を知る機会が多くあれば、具体的なイメージも出てくるので、そのような場を多く増やしてほしい。
#34	ノートテイクやPCテイク等の人材が必要となった時に、外部への依頼方法や、内部での要員養成方法等について適切な手順を説明して貰えるよう希望する。
#35	発達障害、精神障害のある学生に対する支援方法等について、相談できる体制づくりを期待します。メーリングリストを開設していただけるとありがたい。
#36	メンタルヘルスの問題について、相談ケースの種類ごとに分けて、支援の結果でどんな改善がみられたのか？どんなサポートが可能か？病院等の紹介が可能か？等わかりやすい情報提供があればと希望します。
#37	当面の支援の継続。

#38	<p>特に期待はしておりません。JASSOには過去色々と提言してきましたが、それが検討されたためしがありませんでした。</p> <p>なぜ大学で支援が進まないのでしょうか？各大学には、是非は別として、それぞれの事情があります。それを解決することが当面の課題でしょうが、それは大学だけの問題です。そして往々にして大学生生活における当面の補償をどうするかといった、直面する問題に対する解決でしかありません。障害のある学生自身の「障がい者の人生における暮らし易さ」という包括的レベルに立つと、今の大学における支援では根本的な解決には及びません。各大学それぞれが支援を進めると同時に、時間はかかりますが、ユニバーサルデザイン的な発想ができる社会となるように、社会を変えていく努力が必要です。</p> <p>一大学には行動できる限界があります。しかし、複数の大学が集まり、声を集約させると、社会的提言力も増します。全国の大学の想いを集約させ、マスコミに訴え世論の形成を計り、社会的風潮を作り出す一方で、議員に働きかけ、法律で規制することも必要だと考えます。JASSOには、ただ個々の大学の支援に対する後方支援だけでなく、そのような世論を作り出す原動力になり得る役割を持って欲しい機関だと思うのですが、実情は、企画・立案し行動に移す前に、必ず文科省に伺いを立て、同意を得なければ何もできない団体です。機構の性質上しかたがないことなのかもしれません。それがわかったので、あえてJASSOに期待することはないと申し上げる次第です。</p> <p>拠点校についても、特に期待するものはありません。失礼ながら、現状は、形からのネットワーク作りにはなっていないとお見受けするからです。JASSOの施策に異を唱えるつもりもありませんが、実際にJASSOが思い描くように機能できているのか疑問を感じます。拠点校といえども現場を抱えているのであり、そのような状況下でどれだけ他大学からの相談に乗り、助言できるのでしょうか。現場の負担と労力を考えると、大変なことだと察します。</p> <p>要は、いかにネットワーク作りをしても、利活用が支障なくできるものでなくては、結局は使い勝手の悪い体制作りでしかありません。作業自体を意味が無いと否定するものではありませんが、半強制的に全大学に回答を要求してできた結果の冊子を、果たして現場はどれだけ活用しているのでしょうか？学生が本を読まないのと同じように、我々として必要に迫られるもので無い限り、なかなか資料に眼を通そうとはしないのが現実だと思います。「そこから先はご自由に利活用ください」ではなく、むしろ、具体的にそれをどのように活用して、現場にフィードバックさせるかを共に考えるような実践的なワークショップを併せて行うことが必要なのだと考えます。</p> <p>あえてJASSOならびに拠点校にお願いしたいことがあるとすれば、現場が求めるものをどのようにスムーズに引き出すお手伝いができるか、情報交換できる場を提供できるか、それを考えていただければ、と思う次第です。</p>
-----	--

Ⅲ-11. 2008年度の高等学校・特別支援学校を 対象としたアンケート調査に対する 感想

今回のアンケートでは、2008年度に行った高等学校・特別支援学校に対するアンケート調査の結果への感想もいただいた(表14)。ここでは、とくに以下の二つの傾向を紹介する。

- (1) 高等学校・特別支援学校側の視点では情報がうまく伝わっていないことへの驚き、あるいは反省：「HP等で情報が行き渡っていると思っていたが、そうでないことに驚いた。また、高校の先生方が大学からの出口＝就職まで気にして進路を指導している点にも驚いた(表14の#5)」
- 「今後は何らかの方法で周知する

ことを考える時期にきているのではないかと思います(＃11)」。

- (2) 高等学校が期待する修学支援と、大学での対応の差に改めて気づいた：「今後障害のある学生の受け入れについて対処すべきことがあると想定されるので心の準備にもなった(＃7)」、「現場の声を真摯に受け止めて、大学として対応策等を検討していかなければならないと思いました(＃8)」、「高校の教員がどのようなご意見・考えを持っていらっしゃるのか、とても参考になった。高大連携をどう深めていくのかが、大きな課題と思われ(＃9)」、「高等学校からの要望内容と大学での対応の現実には差があることを実感した(＃10)」。

表14. 高等学校等からの回答についてのご意見・ご感想はいかがですか？

#1	「障害」の種類は多岐にわたり、又、その程度も様々に受け入れ側は、慎重になる。大学単位での対応は負担が大きくなるので、各大学等の連携によるシステムの強化が望まれる。
#2	現状がよく把握できた。今後の参考としたい。
#3	ある程度予想通りの結果でした。これに対して当大学の一担当者として、何ができるのか参考にさせていただきます。
#4	各学校の意見は多岐にわたるが、多くは情報提供や情報共有により解決できそうだという印象です。高校までは、担任の役割は重要ですが、大学以降は、本人が主体的に支援を要請する力も必要になる。出願時にそういうことにもチャレンジしてほしい。
#5	各大学がHP等を作っていて、情報が十分に行き渡っていると思っていたが、必要な情報が伝わっていないことに驚きました。また、高校の先生方が大学からの出口＝就職のことまで気にして、進路指導等を行っているということにも驚きました。
#6	学内だけでなく、他大学や第三者機関と研修会を開いて研鑽する必要性を感じています。短大には身体的障害を持つ学生はいませんが、併設大学には在学され、短大の授業にも来られています。大学の働きかけで、一時、学生ボランティアがノートテイカーや車椅子の介助等を行っていたようですが、現在は無いようです。もっと学生による手助けが必要だと考えます。
#7	現時点では該当の学生がいない。しかし障害のある生徒・学生の現状と課題について知ることができ、参考になった。今後障害のある学生の受け入れについて対処すべきことがあると想定されるので心の準備にもなった。
#8	現場の声を真摯に受け止めて、大学として対応策等を検討していかなければならないと思いました。

#9	高校の教員がどのようなご意見・考えを持っていらっしゃるのか、なかなか知り得ないので、とても参考になりました。高大連携をどのように深めていくのかが、大きな課題であると思われます。
#10	高等学校からの要望内容と、大学での対応の現実には差があることを実感します。大学の規模や財務状況等から支援を希望する内容について、すべてに対応することは不可能であると思われます。支援メニューの内容や手厚さ等でも、受験校を選択する材料としていただければと感じます。
#11	これまで、特段の配慮をしている内容について、入試要項に記載はしてきませんでした。しかし、今後は何らかの方法での周知について考える時期にきているのではないかと思います。
#12	自由回答が充実していて、貴重な基礎資料になりうると感じました。
#13	障がい者にできる対応差が大学によって大きい。
#14	障がい者の理解と対応について参考にさせていただきます。
#15	新設3年目のため、経験不足・知識不足があり、勉強になりました。
#16	大学への進学や受験を決める(指導する)にあたって、大学の支援体制や受験時の配慮等が明確でない大学が多く、それらの情報提供を求めている高等学校・特別支援学校の声を改めて知ることができた。これらの声を本学でも生かして、体制作りをしていきたい。
#17	大変参考になります。
#18	発達障害の学生への対応、試験等への配慮の要望が多いことを知った。今後の検討課題と考えるが、難しい問題とも感じる。
#19	非常に参考になった。
#20	良いと思います。事例が多いと助かります。
#21	この結果を踏まえ、また、今回の調査と照らし合わせ、今後どういう形でプレゼンしていかかが課題になろうかと思います。

Ⅲ-12. 大学における発達・学習障害への対応の現状

“発達・学習障害”への対応についての回答を表15に示すが以下のカテゴリーにまとめられる。ただし、ケースごとに多様性が大きく、“オーダーメイド”的な対応も難しい場合が多いようだ。

- (1) まだ対応例はないが、今後必要がでてくると思われる(#2、#8、#20等)。
- (2) 大学全体としての方針が整備されず、個々の対応にまかされている。対応者の負担も大きい(#6、#7、#19、#24、#35、#39等)。
- (3) 体制を整備中(#27)、あるいは積極的な取り組みを開始している(#4~#5)。

- (4) 定義が曖昧で、とくにグレーゾーンの扱いが困難。把握も難しい(#1、#3、#9~#15、#30~#32等)。本人あるいは保護者の自覚、自己申請の問題も大きい(#36)。
- (5) 就職指導にも困難がある(#18、#29)。

表15. 高等学校等から「発達・学習障害」に関する声が寄せられました。貴学ではどんな状況でしょうか？

#1	①手帳を取得していない学生も多く、本人としての「気付き」「認識」もそれぞれで曖昧なところがある。本学では、一部を除いて面接試験がない。事前申請をしてくるケースが少ないので、支援は「何かあってから…」ということが多く、事後対応となってしまう。 ②本人の修学環境を整えるため、教職員や周辺の学生への配慮を依頼することが多いが、本人へ直接的にできる支援が明確だとありがたい。
#2	「発達障害」の学生については特に支援策はとっていません。このような学生への対策については今後対応していく必要があると考えています。
#3	本人(あるいは保護者)から、支援の申出がない学生も何人か在籍しています。授業等についてはある程度フォローができると思いますが、就職活動について、あるいは就職後のフォローについて、十分な対応が困難かと感じています。
#4	2007年度に学生支援GPで「発達障害を有する学生の支援活動」が選定され、取り組んでいる。
#5	2007年度にA大学が学生支援GPで「発達障害を有する学生の支援活動」が選定され、取り組んでおり、短期大学部も協力している。
#6	カウンセリングルームスタッフによる説明会、資料回覧等により、当該学生への理解を深めて個別対応を行っているのが現状です。大学全体としての支援・対策が固まっていない。
#7	学生担当者にて現状の共有をしている。大学全体として方針はなく、学部事務室で対応している。担当者の負担が大きい。
#8	教育学部では、教育実習のように学外における児童生徒を対象とした実習で、発達障害のある学生、あるいは疑われる学生に困難を生じることが予想される。過去に具体的例を認めないが、問題事例の中に、あるいは関係する要素が滞在していたかもしれない、という意見が、最近関係者から出ている。
#9	グレーゾーン学生が少なからず存在しているように思う。顕在化する都度対応しているが、体系だった支援にはなっていない。
#10	グレーゾーンと思われる学生が在籍しており、学業、とくに実習での対人関係構築で問題が明らかになることがある。また、休学、退学者にはグレーゾーン学生が含まれていると想像する。教員や学内の相談員による学生や保護者等への面談などで対応しているが、家庭環境などプライバシーが関連する場合もあって複雑なので、対応は難しいと感じている。
#11	グレーゾーンの学生に対しては、担任が中心となって保護者と連絡をとりながら、個別の相談と指導を行っている。
#12	グレーゾーンの学生の対応について、その方法を模索中である。
#13	グレーゾーンの学生の問題はある。学習面だけでなく、人間関係の面でも支援が必要とは認識しているが、現在のスタッフでは十分でない。
#14	各教員、窓口の担当者がグレーゾーンの学生を、個別にかかえています。トラブルをおこす率が高い学生については、お互いが協働していく形が多い。しかし一般学生との公平性という意味では(特に試験、レポート、締切等)トラブルが多く、診断書の出ている学生のように、理解を求めにくい。学習支援室が設置され、ここでピアサポーターがかかわる学生の中に、グレーゾーンの学生が含まれていくのではと思っています。

#15	困っています。個々のケースに応じて、ニーズを汲みながら、支援・対策を検討しています。必要に応じて臨床心理系大学院生による支援チームを発達させてます。
#16	グリーゾーンの学生が数人いるように感じています。そのほかにも、色んな窓口等で、同じように感じているのかもしれませんが、しかし、具体的な対策等とはとれていません。
#17	支援はしていますが、権威ある専門家のバックアップが欲しい。
#18	就職指導の段になって、保護者の思いと現実のギャップが生じています。
#19	現在のところ、特別な支援対策はとっていませんが、状況を把握しながら必要に応じて、組織的な検討をしていくこととしています。
#20	制度的な対応が取れていないので、何らかの問題を抱えている学生への継続的な支援を行えていない。学生を支えていくシステムの構築が必要です。
#21	担当のゼミ教員から、グリーゾーンの学生についての相談があった時は、学生相談室への来談を促している。それでも来談しない時は、保護者に連絡する。
#22	同様の問題が生じているが、教職員あるいは学部ごとの個別対応が中心であり、全学的な支援・対策等は不十分である。本年度教育開発・支援センターが発足し、支援体制を整備する予定。
#23	同様の問題が生じています。対策等については、週に3回設定しているカウンセリング、及びドクターによる面談をおこなっています。
#24	同様の問題を抱えている。多様な支援が求められてはいるが、スタッフが限られ、ややもすればトラブルが発生してからの事後処理的支援となっている。
#25	入学前に診断のある発達障がい学生について、相談窓口を明確にした。
#26	年々、グリーゾーンの学生(特にコミュニケーション面で課題を抱える学生)が増えていると感じる。ただ、それを感じる教職員と、感じない教職員に差がある。まずは、教職員の共通理解と協力体制を重要と考えて、時間をかけている。そうした学生の学内での居場所作りが難しく、今後の大きな課題である。時間・場所・スタッフ・内容の問題も多い。
#27	年々発達障害をもった学生が増え、教職員の理解に温度差があり、対応に問題が生じることもよくあるようだ。教職員から直接、学生相談室のカウンセラーに相談し、対応についてアドバイスを求めることも増えてきているようである。今年度より学生生活支援委員会ができ、大学としてのそれぞれの学生に応じた対応が検討されるようになったが、発足したばかりでこれからの発展が期待される。
#28	発達・学習障害の学生に対して、単位がとれないことや、ストレスにより問題行動をおこすことに、どのような対策をとるべきか検討中である。
#29	発達障害(疑い)学生の就職。
#30	発達障がい者支援法では、大学は「発達障がい者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定されている。この障害の特徴として、個々によって大きく状況が異なることも珍しくない。したがって具体的に文章化して言及することは難しく、具体的にはマクロではその障害の代表的な特長を理解した上で、ミクロでは障害のある個々人のケースの一つ一つ対処するしか方法は無いと考える。本学の場合、最初に取り組んだ事例が自傷・他傷行為に及ぶ極端なケースであったため、それを経験すると、偏見をいかに除くかという課題が大変重要なキーであることが理解できた。支援に際しては学内連携が必要であり、同時に理解・啓蒙が特に必要です。

#31	発達障害において、自己申告や高校からの申し送りがあれば、対応策が取りやすい。しかし、「グレーゾーン」の学生に対しては、保護者・本人共々支援としてどうすべきか、話し合う機会の設定すらやりにくい。個人情報前面にもってこられると、学校側として踏み込めない。
#32	発達障害については、本人や保護者が把握していないケースも多い。特に申告があった場合のみ、支援・対策等について本人、保護者等の要望を主に検討する。
#33	発達障害の学生について、学内で教職員を対象とした研修会を開催し、支援・対策方法について情報を共有している。
#34	本学(主に学生なんでも相談室)では、各学生の相談内容・ニーズに応じて、その都度本人の対処能力、活用可能な周囲の援助資源(教職員や保護者からのサポートを含む)を考慮しながら支援を行っている。つまり、「発達障害だから」ということで、何か特別な支援を行うといったことは、現時点では考えていない。ただし、今後発達障害を抱える学生の相談ケースが増加するようであれば、集団療法的な対応も含めて検討していく。
#35	本学では、アスペルガー症候群と診断された学生が1名在籍しております。現在は授業担当教員に配慮依頼を渡し、日常的には保健室で相談を受け付けている状況です。
#36	本学では、発達障害についてグレーゾーンの学生の場合、親からの相談(「本人には知らせないでほしい」という場合が多い)や、教員から情報がある。しかし、本人からの支援申請がないと、対応は難しい。親や教員から情報や問い合わせがあった場合は、学内関係者と一緒に面談をしている。具体的な支援が可能な場合は、親や教員経由で本人に伝えている。
#37	①本人が支援を希望していない場合のサポート、②発達障害のある学生の実数把握、③発達障害の知識・情報の啓発、④高等学校は入試に不利に働く可能性がある情報は開示しないので、情報が大学に伝わりにくいこと(入試が存在する以上、高等学校と大学間に存在する情報の非対称性は解消されない)等が問題である。かなり困難な学生が非常に多くなってきている。支援・対策については、検討のための委員会等で模索中である。
#38	窓口を担当する事務局では情報の共有化をおこなって、対応している。先生からの情報もデータとして保存し、参考としている。
#39	もちろん同様な問題が生じています。教職員・保護者と連携をとって、対応・対策をたてていますが、現状は未解決が多い。
#40	4年制と短期大学大合同の「学生生活サポート連絡会」で、学生相談と発達・学習障害のある学生についても、意見交換や今後の対策を相談している。近々に、少人数教育部分(ゼミや語学)で30クラスくらいの教員に対して、「少人数クラスにおける発達障害が疑われる学生の調査」と題するアンケートを実施すべく、目下準備中です。現時点で連絡会が把握しているのは8名ですが、もっと存在しているとの意見で、アンケートを実施することになりました。
#41	過去に「発達障害」者の入学者がいなかった。事前相談もなかったので、支援・対策等について検討されていない。
#42	現在、本学に発達障害の学生が在籍していないため、支援は行っていません。しかし、表面化していない学生が相談等に来れるように、窓口の公開等をはっきり明示していきたい。

#43	現状では、対策等とはとってない。学生、教員よりの申出はほとんどない。
#44	支援・対策等は特にありません。
#45	事例がないため回答不可。
#46	入試センターとしては、特に検討の必要があるような問題は生じておりません。

IV. 考察

IV-1. 今回の調査結果のまとめ

以下は、今回の大学・短期大学を対象としたアンケート調査結果の概要である。

- (1) 日本学生支援機構による修学支援の認知度は高いが、拠点校は低い。かつ、拠点校の位置づけが曖昧で、再検討が必要と思われる。
- (2) 75%の大学・短期大学で、障害のある学生が在籍するが、56%の大学では制度的支援が整っていない。とくに小規模な私立大学や短期大学で支援が少ない傾向がある。また、修学支援の専任の職員がいるケースはきわめて少ない。
- (3) 支援対象は聴覚・言語障害がもっとも多く(回答の37.4%)、視覚障害(30.4%)と肢体不自由(29.6%)が続いた。発達・学習障害は25.2%の大学で支援対象としていた。
- (4) 受験生への広報について、「入学後の修学支援を記載」との回答は約3分の1にとどまった。とくに、受験生がたやすくアクセスできる公式サイト等での掲載が少ないことは問題と思われる。一方、大半の大学が障害のある生徒からの問い合わせを受けていた。
- (5) 受験生に知らせるべき情報には、①支援の手続き、②受験生からの積極的なコンタクトの薦め、③大学として可能なことと、できないことの明示があげられた。
- (6) 在学中に障害が生じたり、障害が判明したケースが、ほぼ3分の1の大学で生じていた。発達・学習障害に関しては、グレーゾーンの学生等が相当在籍している可能性が高いが、

他の障害に比べて解決が困難なようである(国立特殊教育研究所、2005等も参照)。

- (7) 修学支援の促進でもっとも問題なのが“学内体制”の確立である。さらに、障害や支援スキルについての“知識”、“技術”、“スタッフ”等をあげた回答が多かった。
- (8) 進学を促進するのに必要な項目としては、高等学校等との引き継ぎがもっとも多くあげられた。一方、第三者機関による情報の提供、拠点校、地域内のネットワーク等については、「あれば便利」程度にとどまった。
高等学校等との引き継ぎには、大学側から少数ながら「個々の事情があるから制度的には無理であろう」との意見がある一方、高等学校・特別支援学校からも「連携は望ましいが、大学の事情、保護者との関わりなど、慎重にならざるを得ない場合が多くある」等、相互のコミュニケーションがかみ合わない傾向も認められた。
- (9) JASSOに対する要望では、①財政基盤や奨学金の創設、就職等に関する働きかけ、②ネットワーク構築の推進、情報交換・啓蒙活動、③支援メニューの標準化、④事例集や専門家のリストアップ等の意見が寄せられた。一方、拠点校に対してはその位置づけの不明確さもあり、具体的な要望は少なかった。
- (10) 2008年度の高등학교・特別支援学校を対象としたアンケート調査に対する感想では、①情報がうまく伝わっていないことへの驚きや反省と、②高等学校が期待する修学支援と、大学での対応の差に気づいた。
- (11) 発達・学習障害への対応の現状では、大学によって対応の差が目立った。①対応例がない

ケース、②大学全体としての方針が整備されず、対応者の負担も大きいケース、③体制を整備中、むしろ積極的に取り組んでいるケースにわかれる一方で、現場では④発達・学習障害等の定義が曖昧で、把握も難しい、⑤就職指導も困難があるという報告も多い。

とくに発達・学習障害への対応をめぐるのは、かなり複雑・解決困難な状況を呈しており、個々のケースへの“オーダー・メイド”の対応も難しい場合が多い(障害学生支援についての教職員研修プログラム開発事業検討委員会、2009のp.250～282も参照)。

IV-2. アンケートから浮かび上がった問題点、とくに大学としての基本方針について

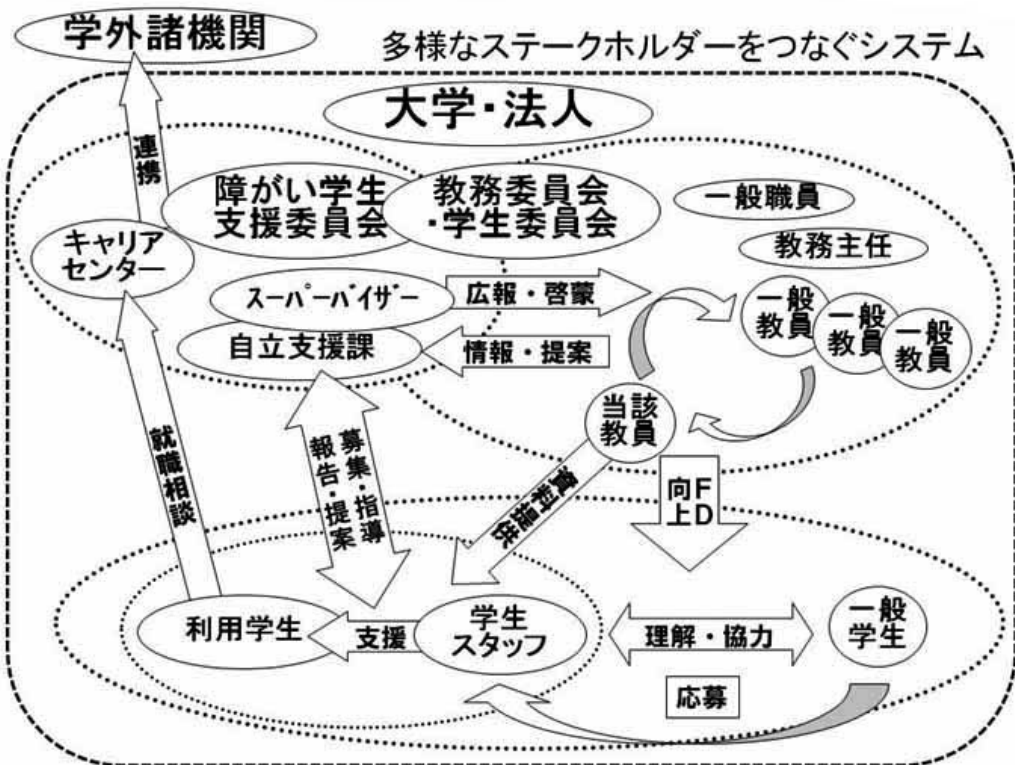
今回の大学からのアンケートで浮かび上がった

問題点は以下のようなようになるかもしれない。

- (1) 一般に、“学内体制”の確立が不十分である。これは、知識や、支援技術、スタッフの不足だけではない。むしろ、「“高等教育機関”として障害のある学生にどのように対処すべきか？」という教育観・価値観の問題ではないかと思われる。さらに「障害のある学生が勉強したいという意志を無視してはいけない」という点では、人権問題でもある。

なお、図1は関西学院大学における各ステークホルダー間の相互模式図である。こうした関係の調整のためにも、専任のコーディネーターを中心としたシステムの確立が必須と思われる(関西学院大学キャンパス自立支援課 KSCコーディネーター室・総合政策学部ユニバーサルデザイン教育研究センター、2008も参照)。

図1



- (2) その一方で、各大学ごとに基本的知識、支援技術、スタッフ不足等の問題をかかえており、とくにそれは小規模の私立大学・短期大学に著しい。それをカバーするため、大学の枠をこえた何らかのネットワークが必要だ、ということになる。それは、JASSOのような全国規模のネットワークと、地域ごとに拠点校を中心としたネットワーク、そしてさらに近隣大学間の直接的な相互協力という形をとるのが望ましいであろう。
- (3) そのネットワークには、高等学校・特別支援学校に対するオープンな情報提供機能を付け加え、さらに高等学校・特別支援学校からのフィード・バックが可能なものが望ましい。
- (4) 最後に、高等学校・特別支援学校からのアンケートに出ている“卒業後の進路”、すなわち、障害のある学生の就職支援も含めたものが必要である。それには、学外機関(各地の労働局、障がい者就職促進のための各種機関・会社等)との密接な連携が必要になってくるであろう。

それでは、大学と高等学校・特別支援学校との連携はどうあるべきだろうか? その基本は「情報の共有であり、そこでは「どんなに悪い知らせでも、知らないよりは知る方が良い」ということをベースにおくべきであろう。大学からのアンケートでは「出来ることと、出来ないことをはっきり知らせる」ことを指摘する回答があるが(表9-4の#10~#14)、こうした大学からの情報提示なしには、入学時・入学後のトラブルを軽減させることは難しいだろう。その点では、個々の大学内のステークホルダー間の情報提供が完備したとしても、大学と高等学校・特別支援学校の相互信頼が確立しない限り、障害のある生徒がその狭間で苦勞する現状は変わらないのである。

その上で、大学は、実際の修学支援の実態を広

く公開することで、高等学校における修学支援の質を高めるとともに、受験・進学を希望する生徒ならびに保護者に“大学に進学してからの学ぶ姿”のイメージを学んでいただく必要がある。かつ、入学後、学生スタッフとしてサポート活動に携わる“健常の生徒”に対しても、修学支援を支える価値観+支援スキル+現場でのサポート体験を身につけさせていく工夫が必要だと思われる。

謝辞

今回の調査は、2008~2010年度独立行政法人日本学生支援機構による「障害学生受入促進研究委託事業」によるものである。アンケート調査においては、多くの大学・短期大学等の皆様にご協力をいただいた。ここに厚く感謝の意を表したい。

引用文献

- 関西学院大学キャンパス自立支援課KSCコーディネーター室・総合政策学部ユニバーサルデザイン教育研究センター「ボーダーをなくすために」関西学院大学出版会、2008。
- 国立特殊教育研究所編「発達障害のある学生支援ガイドブック」ジエース教育新社、2005。
- 障害学生支援についての教職員研修プログラム開発事業検討委員会「障害学生修学支援事例集」日本学生支援機構、2009。
- 佐野(藤田)真理子、吉原正治「高等教育のユニバーサルデザイン化」大学教育出版、2004。
- 佐野(藤田)真理子、吉原正治、山本幹雄「大学教育とアクセシビリティ」丸善株式会社、2009。
- 高畑由起夫・星かおり・源田信子・大椿裕子・津山純代・野田辰一郎・坂本季実子・岩崎謙二・渡部律子「障害のある生徒の進学促進・支援に関する高大連携の在り方に関する調査：関西学院大学に在籍する障がい学生からのアンケート・ヒアリング調査」『総研論集』22:1-13、2010a。
- 高畑由起夫・星かおり・源田信子・大椿裕子・津山純代・野田辰一郎・坂本季実子・岩崎謙二・渡部律子「障害のある生徒の進学促進・支援に関する高大連携の在り方に関する調査：高等学校・特別支援学校へのアンケート・ヒアリング調査の分析」『総研論集』22:15-33、2010b。

